

岐阜市上下水道事業部会社更生法に基づく再生手続又は民事再生法に基づく再生  
手続開始決定を受けた者の競争入札参加資格取扱要綱

平成15年3月27日 決裁

平成17年3月25日 決裁

平成20年3月31日 決裁

平成25年3月21日 決裁

平成28年3月31日 決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般競争入札及び指名競争入札に参加する資格（以下「競争参加資格」という。）を有していた者であって、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続（以下「更生手続」という。）開始の決定を受けた者（以下「更生手続開始決定者」という。）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続（以下「再生手続」という。）開始決定を受けた者（以下「再生手続開始決定者」という。）の岐阜市上下水道事業部競争入札参加資格審査について再度の資格審査（以下「再審査」という。）を行う場合の手続きに関し必要な事項を定めるものとする。

(再審査等の周知)

第2条 岐阜市水道事業及び下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、岐阜市上下水道事業部競争入札参加資格審査（以下「資格審査」という。）申請の受付の手続を周知する際に、更生手続開始決定者又は再生手続開始決定者に対し再審査を行う場合の手続の概要及び次に掲げる事項を併せて周知するものとする。

- (1) 更生手続又は再生手続の申し立てを行った者は、競争参加資格を失うこと。
- (2) 更生手続開始決定者又は再生手続開始決定者（競争入札参加資格を有していたものに限る。）は、この要綱に基づき再審査の申請（以下「再申請」という。）を行うことができること。

- (3) 更生計画又は再生計画の認可決定後に再申請を行う場合には、岐阜市上下水道事業部競争入札参加資格審査申請を行うことができること。

(再申請)

第3条 再申請をしようとする者は、管理者に次に掲げる書類を提出するものとする。この場合において、当該書類は直接持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

- (1) 再度の一般競争（指名競争）資格審査申請書（様式第1号）
- (2) 岐阜市上下水道事業部競争入札参加者選定要綱（平成13年6月1日決裁）第3条第1項に規定する競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）
- (3) 営業所一覧表
- (4) 技術職員名簿及び社会性等の状況を示す資料（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）別記様式第25号の11別紙2及び3に準ずるものをいう。）
- (5) 更生手続開始の決定書の写し又は再生手続開始の決定書の写し
- (6) 貸借対照表及び損益計算書
- (7) 更生手続又は再生手続の開始決定日以降を審査基準日とした経営事項審査結果通知書
- (8) 更生手続開始の決定時又は再生手続開始の決定時以降の定款及び役員等を証する書類

2 前項の提出書類については、次に掲げるところにより作成するものとする。

- (1) 申請書並びに技術職員名簿及び社会性等の状況を示す資料については、貸借対照表を作成する基となった時点を審査基準日として、記載するものとする。
- (2) 営業所一覧表及び貸借対照表については、更生手続開始の決定時又は再生手続開始の決定時以降の時点において作成するものとする。
- (3) 損益計算書については、第1号に規定する審査基準日以前1年間におけるものを作成するものとする。

(再申請の審査)

第4条 前条の規定による再申請があった場合は、上下水道事業政策課長は次に掲げる事項につ

いてヒアリングを行うものとし、ヒアリングに際し参考となる資料を前条第1項各号に掲げる書類とともに提出させるものとする。

- (1) 金融機関からの支援等を含む資金調達の見通し
- (2) 技術者の確保等工事の施工体制
- (3) 下請業者、資材業者等との業務の協力関係
- (4) 建設機械、建設資材、労務者等の確保の状況
- (5) 営業対象地域、営業分野及び各支店の営業状況等に係る今後の経営方針
- (6) 更生又は再生計画の方針（更生又は再生計画認可の決定後においては、その計画の遂行状況）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、上下水道事業政策課長が必要と認める事項

2 上下水道事業政策課長は、前項のヒアリング結果を競争参加資格再審査ヒアリング結果総括表兼認定調書（様式第2号）に記載し、岐阜市上下水道事業部建設工事等業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）に付議するものとする。

3 選定委員会は、付議されたヒアリング結果に基づき、競争入札参加資格を審議するものとする。

4 管理者は、選定委員会の審議結果により、競争入札参加資格の有無を決定し、その決定した内容を速やかに申請を行った者に通知するものとする。

5 競争入札参加資格が認定された場合における当該認定の期間は、認定された時から次期の定期の競争入札参加資格審査に基づく競争入札参加資格の認定に係る決定のときまでとする。

6 再審査の結果、競争入札参加資格が認定された者は、通常の競争入札参加資格を有する者と同様の取扱いをするものとする。

## 附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

再度の一般競争（指名競争）資格審査申請書

年 月 日

岐阜市水道事業及び下水道事業管理者

住所

商号又は名称

代表者職氏名

会社更生法（平成14年法律第154号）

更正手続開始の決定

に基づく

民事再生法（平成11年法律第225号）

再生手続開始の決定

を受けましたので、再度の一般競争（指名競争）入札参加資格審査を申請します。

## 競争参加資格再審査ヒアリング結果総括表兼認定調書

|                                                                                                                                                       |                             |                              |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|------------------------------|
| 1 金融機関からの支援等を含む資金調達の見通し                                                                                                                               | <input type="checkbox"/> 妥当 | <input type="checkbox"/> 非妥当 |
| ① 資本金の減資予定及び際資本金の出資者の見通し<br>② 事業管財人及び出資者の見通しが無い場合の対応<br>③ 今後の運転資金の調達方法<br>④ 提出された貸借対照表の流動資産が長期債権に振り替えられているか。振り替えられている場合には会計原則の継続性の原則との関係はどのように考えているか。 |                             |                              |
| 2 技術者の確保等工事の施工体制                                                                                                                                      | <input type="checkbox"/> 妥当 | <input type="checkbox"/> 非妥当 |
| ① 提出された体制表について、更生又は再生手続までと申請日以降の相違点は。<br>② 再開された工事の進捗情報は（他機関発注及び民間発注含む。）                                                                              |                             |                              |
| 3 下請業者、資材業者等との業務の協力状況                                                                                                                                 | <input type="checkbox"/> 妥当 | <input type="checkbox"/> 非妥当 |
| ① 下請の協力関係、支払い関係                                                                                                                                       |                             |                              |
| 4 建設機械、建設資材、労務者等の確保の状況                                                                                                                                | <input type="checkbox"/> 妥当 | <input type="checkbox"/> 非妥当 |
| ① 会社独自の人夫はいるのか。<br>② 建設機械の保有状況は。<br>③ 会社独自の特許はあるのか。<br>④ 会社の現人数及び給与等の労働条件は。                                                                           |                             |                              |
| 5 営業対象地域、営業分野及び各支店に係る今後の方針                                                                                                                            | <input type="checkbox"/> 妥当 | <input type="checkbox"/> 非妥当 |
| ① 営業対象地域、営業分野及び各支店の営業状況に係る今後の方針は。                                                                                                                     |                             |                              |
| 6 更生又は再生計画案作成の方針（更生又は再生計画認可の決定後においては更生又は再生計画の遂行状況）                                                                                                    | <input type="checkbox"/> 妥当 | <input type="checkbox"/> 非妥当 |
| ① 再建計画の中での債権カットをどのように行うのか。<br>② 今後の連鎖倒産の可能性は。<br>③ 再建計画中の受注についての見通しは。<br>④ 更生又は再生手続申請以降の受注状況は。                                                        |                             |                              |
| 7 その他必要と認める事項                                                                                                                                         | <input type="checkbox"/> 妥当 | <input type="checkbox"/> 非妥当 |
| ① 会社更生又は民事再生の見通しについて（管財人又は弁護士のか）                                                                                                                      |                             |                              |

